

事業系一般廃棄物ガイドライン（案）

パブリックコメントの結果

件名	事業系一般廃棄物ガイドライン（案）
募集期間	令和6年9月1日から令和6年9月30日
閲覧方法	みよし広域連合清掃センター みよし広域連合清掃ホームページ 三好市環境福祉部環境課、東みよし町環境課
提出方法	直接持参、郵送、ファックス、メール
意見の提出	15件（2事業者及び住民1名）

事業系一般廃棄物ガイドライン（案）に対するご意見及び回答

該当箇所	ご意見	回答
<p>1 ページ</p> <p>ごみ質の割合を調査した結果、紙類が家庭系可燃ごみでは、37.93%、事業系可燃ごみは、66.9%となっています。事業者の皆様が「リサイクルできる紙類をきちんと分別していただくこと」で更なるリサイクルの促進と事業系ごみの減量が図れます。</p> <p>2 ページ</p> <p>家庭系可燃ごみは、R5 は大きく減少、一方事業系可燃ごみは、減少していない。</p>	<p>家庭系の可燃ごみは、指定ごみ袋に手数料を付加したことにより、令和5年度は、大幅に減少しており、私たち市民は、減量化に努力しています。</p> <p>一方、事業系可燃ごみは、まだまだ増加傾向であり、事業を営む事業者は、分別・減量化の必要性が希薄なんだろうと思います。</p> <p>事業系可燃ごみの量は令和5年度 2,462 トンとなっており、うち紙類の割合が 66.9%ということは、単純計算で1,647 トン約半分がリサイクル可能となれば、きちっと取り組めば 800 トン以上の減量化が可能となります。</p> <p>可燃ごみの焼却にはお金がかかるわけで、ほとんど私たちの税金でまかなわれていると思います。</p> <p>いち早く、この制度を導入し、事業者にも努力してもらう必要があると思います。</p>	<p>ご意見の通り、循環型社会形成、及びSDGs の観点からもいち早くこの制度の導入が必要と考えます。</p>
<p>全体</p>	<p>ガイドラインを実施するにあたり、紙類、プラスチック類等のリサイクル率の数値目標を設定した方がいいと思う。</p>	<p>いただいたご意見を参考に検討します。</p>
<p>4 ページ 事業系一般廃棄物とは</p>	<p>事業系は、個人商店と個人の境界があやふやな場合があるので、年間排出量や規模で区分けできないか？</p> <p>商店でも、年寄りが1人で運営している所なども、事業系に入るのか？もし可能ならば、年間の排出量や売り上げで区分してあげて欲しい。（小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのか）</p> <p>テレワークの場合の紙クズも事業系に該当するのか？</p>	<p>個人商店、店舗付き住宅及びテレワークであっても規模に関係なく、事業活動に伴って排出された廃棄物であって産業廃棄物の20種類に該当しないものは事業系一般廃棄物に該当します。</p>

事業系一般廃棄物ガイドライン（案）に対するご意見及び回答

4 ページ 事業系一般廃棄物とは	マンション、アパート管理会社が管理費等を徴収している事業物件は、事業系の扱いで良いのか？ 東京などでは事実上の事業用マンションは、行政が収集しない。	みよし広域連合管内では家庭系一般廃棄物として収集しています。
	民泊の場合は、どちらの区分なのか？	民泊業を行っている期間においては事業活動に伴って排出された廃棄物であって産業廃棄物の20種類に該当しないものは事業系一般廃棄物に該当します。
8 ページ リサイクルできる紙を引取・回収できる業者	紙類を民間で受け入れ対応できる事業所のリストを周知して欲しい。	制度開始時に事業系一般廃棄物ガイドラインを市町及び広域連合のホームページに掲載する予定としています。
その他	自治会等で、集団回収する場合、行政から何らかの支援をしてあげて欲しい。	いただいたご意見を市町環境課と共有し、支援に向け検討していきます。
その他	リサイクル品に家庭用調理廃油を含められないか？	いただいたご意見を市町環境課と共有し、検討していきます。
その他	個人情報の書類や機密文書の処分先、リサイクルを地域内で対応できる事業所を教えてください。	リサイクルできる紙類を引取・回収できる業者にお問い合わせください。
8 ページ リサイクルできる紙を引取・回収できる業者	休日、祭日に紙類等の受け入れを行うことができる事業所を教えてください。	リサイクルできる紙類を引取・回収できる業者にお問い合わせください。

事業系一般廃棄物ガイドライン（案）に対するご意見及び回答

<p>全般</p>	<p>この度の事業系一般廃棄物ガイドライン作成に当たり、事業系可燃ごみ、特に紙類の減量化の促進、資源化を図る取り組みがなされるということですが、収集運搬業者の観点からご意見をさせていただきます。</p> <p>ゴミの減量化、資源化はSDGsの観点からも必要であり、弊社と致しましても努力は惜しまず協力させていただきたいと思っております。</p> <p>ですが、そのことにより顧客の手間が増えること、それに対応するためには弊社の労力も増え対価を上げざるを得ないという問題が生じます。紙をシュレッダーにかければ清掃センターで受け入れ可能ということで、それを顧客に依頼しても、小さな個店はどこまで対応できるのか、逆に多く紙を搬出している顧客に対しては個々に清掃センターに搬入していただくのか、別便で弊社が収集に伺うのか。その対価として値上げはやむを得ず、共に厳しい状態となります。</p>	<p>循環型社会形成のため、また、SDGsの観点からもゴミの減量化、資源化は必要なことであり、顧客の手間及び収集運搬業者様の労力が増えること、また、それに伴う適正な価格転嫁は必要なことと考えます。</p> <p>今後の施策についても市町と共同で啓蒙啓発活動を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。</p>
	<p>また、今後清掃センターのゴミ投入料が値上げとなった場合には更に負担となってまいりますのでこの料金に関してはどのように計画されているのかも伺いたしたいと思います。</p>	<p>一般廃棄物処理手数料の改正につきましては、来年度中を目途に事業系ごみの値上げを検討しているところです。</p>
	<p>また、事業系ごみに関して、一般家庭ごみとして処理されている施設もあると思いますが、今回の改正によりそのような施設に対してのご意見もありますので、このような施設に対しての指導もお願いしたいと思います。</p>	<p>事業活動に伴って排出された廃棄物であって産業廃棄物の20種類に該当しないものは事業系一般廃棄物に該当し、一般家庭ごみとしては、処理ができないことを広報等により周知していきます。</p>
	<p>このことに関して先日の説明会でも申し上げましたように、事業系ごみ排出業者に対して、この取り組みについて清掃センター（広域連合）からの通達が頂ければご説明し易いと思っております。</p> <p>宜しくお願致します。</p>	<p>事業系ごみ排出業者に対しては、市報・町報に掲載、また、商工会を通してチラシ等を配布し、周知する予定としています。</p>

事業系一般廃棄物ガイドライン（案）に対するご意見及び回答

全般	<p>事業系ゴミの紙類を他のゴミと分けて出した場合ゴミの排出量は減り、リサイクル率が上がるのは解りますが、1車で収集しているところを2車で収集しなければならない。その場合車両・人員の追加、若しくは、同一箇所にも2回収集になるのでその分の追加料金が発生する。</p> <p>シュレッダーにかけたものをある程度溜まった段階でとるにしても施設内に、仮置きスペースがない場合は都度の収集になるので、やはり、2車稼働することになる。</p> <p>お客様に対して説明し同意をして頂くために、広域連合の方からもこれに関しての文書を出して欲しいです。</p> <p>また、投入料金の値上げなどがあるのであれば、お客様に同時に説明する必要があると思うので、早めに通知頂きたいです。</p>	<p>事業系ごみ排出業者に対しては、市報・町報に掲載、また、商工会を通してチラシ等を配布し、周知する予定としています。</p> <p>また、一般廃棄物処理手数料の改正についても、ガイドラインと同様に周知する予定としています。</p>
----	--	--